

令和5年度第3回兵庫労働局公共調達監視委員会

令和5年度第3回公共調達監視委員会を令和5年12月27日（水）に兵庫労働局会議室において開催しました。

その審議の内容は下記のとおりです。

1 審査対象期間 令和5年7月1日～令和5年10月31日

2 委員会の成立

委員全員の出席いただいています。よって委員の過半数の出席が得られていますので、本委員会が成立していることを報告いたします。

3 前回の公共調達監視委員会活動状況報告について

令和5年9月25日（月）に開催の公共調達監視委員会の活動状況については、審査案件98件のうち、抽出した20件について審議した結果を報告書としてまとめています。

4 公共調達審査会審議結果報告

兵庫労働局公共調達審査会活動状況報告書により事務局から報告申し上げます。令和5年12月6日に開催の令和5年度第3回兵庫労働局公共調達審査会は、委員3名全員の出席により、対象期間令和5年7月から同年10月までの審査対象案件24件全てを抽出し、審議いたしました結果、全案件について適正処理との結果であったことをご報告いたします。

5 抽出結果の報告

抽出担当委員より、対象期間は令和5年7月1日から同年10月31日まで、審査対象案件24件全てを抽出し、全案件について、審議の対象とする報告がなされた。

6 対象案件の審議

審議対象案件中15件は一般競争入札、9件は随意契約によるもので、公共調達監視委員会審議対象一覧に沿って各案件を説明。

（局）競争入札15件の説明をいたします。

～契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠等の説明～

（委員長）ただ今の説明いただいた競争入札の件について、ご意見、ご質問をお願いします。

（委員）競争通番4番、6箇所点灯していない状態というのは球切れとは関係ない？

（局）そうですね。蛍光灯を変えてもつかない状態です。

(委員) 基盤が悪くなっていた状態ですか。

(局) そうです。全面的に LED に変える工事になりました。

(委員) LED だから高くなるということですね。

(局) はい。

(委員長) 競争通番 7 番のトヨタレンタリースの官用車賃貸借ですが、前年度の参考見積で積算したということだが、2,600 万から 1,600 万にずいぶん下がっている。

(局) 昨年度の落札事業者から今回のために参考見積をとりました。

(委員長) はい、それで予定価格を算定したわけですよ。それは 2,600 万で、実際の落札額は 1,600 万でずいぶん差がある。下がることはいいことだが、下がり方が大きいと思いますが、こういう官用車賃貸借は、それだけ大きく下がることは何か車種のグレードが下がったとかいう事情があるのですか。

(局) 車種のグレードが下がったということはありません。今年の落札業者から参考見積をとったものではないが、今年の落札業者はこの予定価に対して 62.3%の落札率でした。参考見積を取ったところがもう 1 社で入ってきていて、そこは落札率 76%ぐらい。あくまで参考をとるということは業者も理解していて、こちらの予算要求もあるので、本当に大雑把に、とにかく本当の見積価格よりは上げていないと物価上昇等により間違いがあつてはいけないので本当に概算でしか参考見積は出せない。参考で見積を出してもらった時と、同じグレードです。

(委員) 競争通番 14 番。入札を 1 回目して駄目だった。470 万円という価格が不参加だった人から見たら、前年度の価格から見たら駄目だったということですか。それとも 470 万円という価格ではもう駄目だということですか。

(局) 前年度落札した事業者から、前年度から比べていろいろ物価が上がっているの、どれぐらい上がっているのかを事前に聴取したうえで予定価格を積算しました。

(委員) それがこの価格ということですか。

(局) この価格ではないです。これよりも 1 回目の予定価格はもう少し低く、予定価格を超えているので、1 回目で落札しませんでした。

(委員) なるほど。予定価格を 1 回目よりは上げているということですか。

(局) はい。上げています。

(委員) 因みに1回目の予定価格はいくらだったのですか。

(局) 1回目は408万円です。

(委員) 分かりました。

(委員長) 今の案件と似ている案件で、競争通番10番。その他の審査要件で1者応札についての説明があるが、声掛けを行った事業者に参加しなかった理由を確認すると書いてあるが、声掛けをするということは入札資格があることを前提に声掛けをするわけですよね。そうしたら何故この人は自分に入札資格がないと誤認したのかなと思うのですが。

(局) この業者は、たまたまこの入札案件に入札資格ありましたが、だいたい同時期に行っている入札案件で入札資格がなく入れないものがありました。声掛けは行いましたが、何故勘違いしたのかは分かりません。

(委員長) ものすごい勘違いですね。役所から声掛けをされたら入札資格があるからこそ声が掛かってくと普通は思いますよね。

(局) 因みにこの前の前の回も同じようなことがあった。

(委員長) ありましたね。

(局) その時は参加資格がないのに、あると思って逆に入ってきてしまった。今回は、2回連続して自分のところに入札資格がないことが続いたので、今回も入札資格がないと勘違いしたのかなと思います。

(委員長) 競争参加資格に予定価格に対応する等級Dに2級上位のB、Cを加えたものと書いてありますよね。そういうような自分のグレードに関しての誤解ではないですか。

(局) いえ、グレードはDだと思っている。Dが入れない入札が2回ほど続いたので、それで今回勘違いしたのかと思います。

(委員長) 分かりました。誤解した理由を聞いても誤解したことに間違いはないのでしょうか。

(委員) 声掛けを行った時期はまだ入札資格がない案件の期間内ですか、期間外ですか。

(局) 入札資格がない入札が終わったすぐ直後ぐらいです。

(委員長) そうなんですか。資格があるから入りませんかと声掛けする意味ではないのですか。

(委員) 今回の案件の声掛けを行ったのはいつ行ったのかということです。

(局) この入札案件の公告した時です。

(委員) まだ入札ができる期間内ですよ。

(局) もちろん。できます。

(委員) この入札ができる期間に声掛けをしたのに誤認しちゃったということですか。

(委員長) 普通だったら自分のところは大丈夫と思いますよ。

(委員) 思うんですけどね。

(局) 因みに1番直近に同じような入札が11月にありましたが、その時は間違いなく入ってきています。

(委員) なるほど。

(委員長) よろしいですか。他はありますか。

(委員) 競争通番9番。AEDはメーカーにより差があるものか。

(局) メーカー価格なのでどこまで下がるか分かりませんが、今回購入した事業者は前回の同様案件で落札できなかったところで、今回は絶対落札したいということで、メーカーと交渉してできる限り価格を下げたようです。他の労働局にも同じものを導入している実績もありますし、価格的に低くても同等品申請で性能を確かめて大丈夫と判断しました。

(委員) 性能は同じでもメーカーにより価格に差が出てきているということですか。

(委員長) この仕様詳細では、フィリップス製で世界的ですよ。入札は高額になると普通は思うはずですが、ただ自分のところで落札したい、同等品だと、電化製品なので性能は数字で表れてきます。

(局) あくまで仕様を示した範囲内であれば、メーカーの有名、無名は問わないです。

(委員長) それでは、先に進めて随意契約の説明をお願いします。

(局) 随意契約9件の説明をいたします。

～契約の件名、相手方、落札率、参加者数、予定価格の積算根拠、随意契約とした理由等の説明～

(委員長) 随意契約の4, 5, 6番。いずれも先行する入札が予定価格を超えたということで不落になっている。4, 5番はメーカーである契約事業者から参考見積を徴取すると不落になった際の入札価格よりも安価5割程度と書いてあるが、5割程度安い値段がつけられるのなら、何故不落になったのですか。

(局) まず参考見積を取ったタイミングが予算要求をするタイミングなので、実際に入札が行われる1年ないし2年ぐらい前に参考見積を取っているというのが1点。それと、参考見積を取るときに、先ほどもありましたように、ちょっと上乘せして多めにつけてきますが、それ以上に建設コストが上がっているというのが1点。あとメーカーなので底値の金額で工事ができるという点があります。今回、入札参加資格を持っている事業者については、そのメーカーから資材を買って、その事業者が施工するというので、施工費がそこに上積みされます。その上積みがメーカーから買う資材の倍になったということです。今回、予定価格で上げたのが、525万円位で上げているが、この時に参加した入札業者が入札した金額は1,000万円超えているので、このような結果になってしまいました。

(委員長) そうすると、今回の随意契約の相手方の川重冷熱工業やカンノ空調はメーカーということになるのですか。

(局) 川重冷熱工業はメーカー、カンノ空調はメーカーの特約店になります。

(委員長) メーカーと同等の安価な金額で契約ができるということですか。

(局) はい、契約はできますが、入札の参加資格を持っていないので、入札には参加できません。

(委員長) そこが素人には分かりにくいところなんです。メーカーを随意契約の相手方に、調達できるのなら、最初から入札資格を与えて入札をしていただければ一番公正だと思うのですが、そうではないのですか。やはり施工業者に入札資格があるという前提で限定しているわけですか。

(局) そうですね。やはり広く中小企業に入札を取ってもらうことが前提にあると思います。そのためにそれぞれの請負予定価格に応じてランク分けされており、それに依って入札参

加資格が決まる仕組みになっています。

(委員長) 今回の 4、5 番であればメーカーないし特約店は射程の中に入っていなかった。

(局) はい、入っていませんでした。

(委員長) それは従来から、入札に関しては一貫した方針、政策となるのか。

(局) はい、入札の規定で決まっており、法令に基づいて競争入札しています。

(委員長) 不落札になった場合の随意契約というとならば 6 番が典型的なパターンだと思います。つまり 1 番低い応札者にもう 1 度見積もらせ随意契約を行う。そういうパターンでやるのかなと思っていたので、いきなりメーカーに見積もらせ安かったといわれると、最初からメーカーで入れておけばよいと普通は思いますね。でも今のように政策的目的があるのなら、それはそれで理解できます。

(局) 4、5 と 6 の違いはもう 1 点あって、4、5 の空調に関してはコロナ禍の影響がまだ続いており、資材調達におよそ半年から 1 年かかります。神戸所の空調も実はまだ施工できおらず、資材を調達してもらっている状態です。早く契約をしなければならない状況にあったということです。

(委員) 言葉の問題ですが再度確認ですが、入札を実施するという文言は競争入札をしたという理解でよいですか。

(局) はい。

(委員) 随意契約となった理由は先ほどの理由ということですが、例えば、通番 3、当該設備は契約事業者によって導入された設備でありとなっていますが、こういうのは入札したわけではなくて、導入した以外が施工すると手間もかかるし時間もかかるしということで、この業者に任せたという意味合いですか。

(局) 電話は工場の特殊性があり、電話機の主装置という電話交換機をそれぞれの施設に設けるといところからスタートします。電話交換機を設けた事業者以外の事業者が施工すると当然、その回路がどうなっているのかから見ていかなければならず、コストがもっと上がってしまいます。

(委員) なるほど。入れる時は競争入札。でも撤去するときはそういうことがあるから随意契約になる理解でよいのですか。

(局) レイアウト変更はその場で移設する作業になりますが、通番 2 の電話の移設の方は、

休業支援金センター自体が令和2年にできた施設で、電話機自体が新しくそのまま使わずに捨ててしまうのはもったいないというので、同じ施工業者が入れた西神所の電話機が平成23年納入で10年以上経っているのので、そこに移設して使ったらどうですかと業者から提案もあり移設しました。

(委員) なるほど、分かりました。

(委員長) 本日審議いたしました案件について、何か適切でない、改善すべき点はありませんでしょうか。

(委員) ありません。

(委員長) それでは、本日審議を行った案件については、すべて適切な処理がなされているという結論といたしますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

6 審議結果 (委員長)

審議を行った案件について、特に不適切・改善すべき点はないということで委員会の結論といたします。

これを設置要綱9条の2項により、本日の議事概要としてHPに掲載して公表するとともに、審議内容を兵庫労働局長に報告することとします。以上で本日の審議をこれで終了とさせていただきます。

7 閉会